

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市（以下「市」という。）が生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機（以下「生ごみ堆肥化容器等」という。）の購入について経費の一部を補助し、家庭における生ごみの資源化を推進することを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は次の各号に定めるものであって、新品かつ、補助金の交付に係る年度において、第10条第2項に規定する通知を受領した後に購入したものとする。

(1) 生ごみ堆肥化容器

家庭から排出される生ごみを容器内において微生物の働きによって分解し、堆肥化するための器具であって、電気を使用しないもの。

(2) 電動生ごみ処理機

家庭から排出される生ごみを処理機内において微生物の働きによって分解し、堆肥化するための電動式の機器（生ごみを乾燥するための機器及びディスポーザーを除く）。

(3) 基材

生ごみ堆肥化容器等を使用する際に必要な、生ごみの分解を促進するための資材であって、生ごみ堆肥化容器等に付属し一体の製品として販売されるもの。なお、生ごみ堆肥化容器等の製品に基材が付属していない場合に限り、単体で販売されている基材1点のみ、補助金の交付対象とする。

2 生ごみ堆肥化容器等に付属し一体の製品として販売される、堆肥化に必要な器具等（防虫ネット、温度計等）については、補助金の交付対象に含む。

3 補助金の交付対象は、同一年度において住宅1戸につき、生ごみ堆肥化容器又は電動生ごみ処理機いずれか1台のみとする。

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は前条第1項に規定する製品の購入費（消費税及び地方消費税を含む）とし、送料、設置等に要する費用は含めない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 生ごみ堆肥化容器

製品の購入費(生ごみ堆肥化容器と併せて基材を購入する場合にあっては、その購入費を含む。)の2分の1とし、2,500円を上限とする。

(2) 電動生ごみ処理機

製品の購入費(電動生ごみ処理機と併せて基材を購入する場合にあっては、その購入費を含む。)の2分の1とし、20,000円を上限とする。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助金の交付の対象者は公募により募集する。

(1) 市内に住民登録があり、かつ居住している者。

(2) 福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

(3) 生ごみ堆肥化容器等を自らの家庭において自ら使用すること。

(4) 生ごみ堆肥化容器等を近隣に迷惑をかけないように適切に維持管理できること。

2 前項の規定に関わらず、本市が主催する講座等に参加し、生ごみ堆肥化容器の無料配布を受けた者は、配布を受けた日から1年が経過するまで補助金の交付を受けることができない。

3 第1項の規定に関わらず、補助金の交付を受けた者は、最後に補助金の交付対象となる製品を購入した日から、生ごみ堆肥化容器については1年、電動生ごみ処理機については5年が経過するまで補助金の交付を受けることができない。

(暴力団の排除)

第7条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し

当該申請者の氏名（フリガナを付したものの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金事前認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （1）補助の対象経費が確認できる書類。
- （2）購入する製品の名称、型番及びメーカー名が分かる書類。
- （3）本人確認ができる公的な証明書の写し。ただし、市による住民基本台帳の内部照会に同意する場合は不要とする。
- （4）市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）。ただし、市による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要とする。
- （5）その他市長が必要と認める書類。

（申請受付期間等）

第9条 前条の規定による交付申請の受付期間（以下「交付申請受付期間」という。）は、当該年度の12月28日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までとする。なお、郵送による申請の場合は当日消印有効とする

- 2 交付申請受付期間であっても、前条の規定による交付申請が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付の決定）

第10条 市長は、第8条の規定に基づく交付申請があったときは速やかに審査を行い、補助金の交付の決定又は不交付の決定を行う。

- 2 市長は、前項による交付の決定をしたときは、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金事前認定通知書（様式第2-1号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項による不交付の決定をしたときは、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金事前認定却下通知書（様式第2-2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 前条第2項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知受領の日から30日以内に福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金取下届（様式第3号）を市

長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更又は中止の承認申請)

第12条 交付決定者は、第8条の申請内容を変更又は中止するときは、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)及び、変更する場合にあつては第8条各号に定める書類のうち申請時から変更となるものを市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の申請額の増額を除く軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金変更・中止承認通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、生ごみ堆肥化容器等を購入するとともに、交付の決定の通知を受けた日から起算して概ね2月以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金購入完了報告書(様式第6号)に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し(宛名〔交付決定者名〕、購入金額、購入品名、領収日、領収書の発行者名が正しく記載されているもの)
- (2) 電動生ごみ処理機については製造番号が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに審査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 生ごみ堆肥化容器等の購入を中止したとき。
- (2) 生ごみ堆肥化容器等の購入後、正当な理由なく、第13条に規定する報告を行わないとき。
- (3) 第8条、第12条第1項及び第13条に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、

又は申請等について不正の行為を行ったとき。

- (4) 補助金の交付の対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (5) 補助金の交付を受けた生ごみ堆肥化容器等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (6) この要綱の規定に違反したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消しについて、相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨を福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

- 第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。
- 2 交付決定者が補助金の交付を受けた後に、補助対象経費に係る消費税について還付を受けた場合は、市長は、還付を受けた消費税に対する補助金について、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（協力義務）

- 第17条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。
- (1) 生ごみ堆肥化容器等の使用状況等について、市が実施するアンケート等の調査
 - (2) その他市長が協力を依頼する事項

（申請の方法）

- 第18条 第8条、第11条第1項、第12条第1項及び第13条の規定による申請は電子メール、郵送又は補助金担当課の窓口への提出のいずれかの方法によることとする。

（雑則）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
（有効期限）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
事前認定申請書

申請日： 年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所	〒 ー 福岡市 区
フリガナ	
氏名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
電話番号	
メールアドレス	

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付を受けたいので、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費等

購入区分	<どちらかにチェックを入れてください> <input type="checkbox"/> 生ごみ堆肥化容器 <input type="checkbox"/> 電動生ごみ処理機	
製品名等	商品名	
	型番	※不明な場合は空欄可
	メーカー名	※不明な場合は空欄可
購入予定価格のうち 補助対象経費	①本体及び付属品 ※1	円
	②基材 ※2	円
	③合計	円
	※1 付属品は本体と一体の製品として販売される場合に限る。 ※2 本体に基材が付属していない場合に限り、1点まで補助の対象。 ※送料、設置費等は補助の対象外。	
補助金交付申請額	円	※上記「③合計」の2分の1 (100円未満切り捨て) ・生ごみ堆肥化容器 上限 2,500円 ・電動生ごみ処理機 上限 20,000円

(裏面に続きます)

2 添付書類

(1) 補助の対象経費が確認できる書類

(2) 購入する製品の商品名、型番及びメーカー名が分かる書類

〔例：カタログの写し、市が発行した様式に店舗にて記入してもらったもの、
メーカーや販売店のホームページの画面の写し（スクリーンショット） 等 〕

(3) 本人確認ができる公的な証明書の写し

〔例：運転免許証等の写し、健康保険証の写し、
発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない住民票の写し 等 〕

※市による住民基本台帳の内部照会に同意する場合は不要

(4) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る）

※市による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要

(5) その他市長が必要と認める書類（提出を求められた場合のみ）

3 同意及び誓約事項

<p>(3) 公的な証明書の写しの提出について</p>	<p><どちらかにチェックを入れてください></p> <p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金における提出書類である公的な証明書の写しの提出に代えて、福岡市住民基本台帳担当課への照会が行われることに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、公的な証明書の写し（運転免許証等の写し、健康保険証の写し、発行日から3ヶ月以内でマイナンバーの記載がない住民票の写し 等）を提出します。</p>
<p>(4) 福岡市税等の滞納の有無について</p>	<p><どちらかにチェックを入れてください></p> <p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、「福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認のため、福岡市税務担当課に本紙「福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金事前認定申請書」が開示され、私（申請者）の福岡市税等の課税状況及び納付状況についての確認が行われることについて同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、福岡市税の滞納がないことの証明書の写し（発行日から30日以内）を提出します。</p>
<p>暴力団排除について</p>	<p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、福岡市が福岡市暴力団排除条例の規定に準じた排除措置を講じることを理解し、警察への照会が行われることに同意します。</p>
<p>アンケート調査について</p>	<p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金に係るアンケート調査に協力します。</p> <p>※実施したアンケート結果については、個人が特定できない形式で集計を行い、今後の事業の検討等に活用します。</p>
<p>禁止事項について</p>	<p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付を受けたものを転売・譲渡しません。</p>

※福岡市が主催する講座等に参加し、生ごみ堆肥化容器の無料配布を受けた人は配布を受けた日から1年間は補助金の交付を受けることができません。

※また、過去に補助金の交付を受けた人は、最後に補助金の交付対象となる製品を購入した日から、生ごみ堆肥化容器については1年、電動生ごみ処理機については5年が経過するまで補助金の交付を受けることができません。

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
事前認定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付申請について、下記のとおり交付を決定し、事前認定することとしたので福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づいて通知します。

記

- 1 補助内示金額 _____ 円
- 2 補助条件
 - (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、要綱第12条第1項に基づき届け出ること。
 - ア 申請の内容を変更しようとするとき。
 - イ 購入を中止しようとするとき。
 - (2) 本通知受けてから概ね2月以内又は本年度の2月28日のいずれか早い日まで生ごみ堆肥化容器又は電動生ごみ処理機を購入するとともに、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金購入完了報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて提出すること。
 - (3) 購入及び様式第6号の提出が前号の期間内に完了しないとき又は購入が困難となったときは、速やかに報告して指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における、申請の取下げをすることができる期間は、この通知書受領の日から30日以内とする。
 - (5) 福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式第2-2号)
補助金の不交付の決定

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
事前認定却下通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付申請について、下記の理由により不交付とすることを決定し、事前認定しないこととしたので、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき通知します。

記

・理由

(様式第3号)
申請の取下げ

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
取下届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所	〒 ー 福岡市 区
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

年 月 日付で申請を行った福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金事前認定申請を、下記の理由により取り下げたいので、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第11条の規定に基づき届け出ます。

記

・ 取下げの理由

(様式第4号)
変更又は中止の承認申請

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
変更・中止承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所	〒 ー 福岡市 区
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

年 月 日付第 号で事前認定のあった福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金の申請内容を下記のとおり(変更・中止)したいので、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更・中止の別

区分	<どちらかにチェックを入れてください> <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
----	---

2 変更の内容(中止の場合は記載不要)

変更前	
変更後	

3 備考

変更内容がわかる書類を添付してください。

(様式第5号)
変更又は中止の承認

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
変更・中止承認通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって申請のあった福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金の変更・中止承認申請について、下記のとおり承認しましたので福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 変更・中止の別

区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
----	--

2 変更の内容（中止の場合を除く）

変更前	
変更後	

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
購入完了報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所	〒 - 福岡市 区
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

年 月 日付第 号で事前認定のあった福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金について、購入が完了しましたので、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 補助対象経費等

補助区分	<どちらかにチェックを入れてください> <input type="checkbox"/> 生ごみ堆肥化容器 <input type="checkbox"/> 電動生ごみ処理機						
購入費のうち補助対象経費	<table border="1"><tr><td>①本体及び付属品 ※1</td><td>円</td></tr><tr><td>②基材 ※2</td><td>円</td></tr><tr><td>③合計</td><td>円</td></tr></table> <p>※1 付属品は本体と一体の製品として販売される場合に限る。 ※2 本体に基材が付属していない場合に限り、1点まで補助の対象。 ※送料、設置費等は補助の対象外。</p>	①本体及び付属品 ※1	円	②基材 ※2	円	③合計	円
①本体及び付属品 ※1	円						
②基材 ※2	円						
③合計	円						
補助金の額	円 ※上記「③合計」の2分の1（100円未満切り捨て） ・生ごみ堆肥化容器 上限 2,500円 ・電動生ごみ処理機 上限 20,000円						

(裏面に続きます)

2 添付書類

(1) 補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し

※宛名（事前認定を受けた人の氏名）、購入金額、購入品名、領収日、領収書の発行者名（購入した店舗名）が正しく記載されているもの

(2) 電動生ごみ処理機については製造番号（本体に記載）が確認できる写真

※郵送又は補助金担当課の窓口へ提出する場合は、カラー写真、もしくはコピー用紙等に印刷したもの

(3) その他市長が必要と認める書類（提出を求められた場合のみ）

(様式第7号)
補助金の額の確定

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって購入完了報告のあった福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金について、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので、福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第14条の規定に基づき通知します。

記

1 補助確定金額 _____ 円

2 備考

本通知受領後は速やかに同封の請求書を提出してください。

(様式第8号)
交付決定の取消し

福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金
交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付の交付決定については、下記の理由により取消しを決定しましたので福岡市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

・理由